

1 はじめに

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策取組認証基準（以下「基準」という。）は、那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度実施要綱（令和2年那須塩原市告示第192号、以下「告示」という。）第3条に基づき、対象施設を管理運営する事業者が、告示第7条の認証を受けるため、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染予防及び感染拡大防止のために取り組むべき要求事項を定めるものである。
- (2) 基準は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（政府の新型コロナウイルス感染症対策本部）、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル協会）、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」（栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合）その他国又は自治体が定める指針等を参考に、告示第3条第3項に基づき、新型コロナウイルス感染症対策取組認証委員会の意見を聴いて策定したものである。
- (3) 那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度は、科学的かつ合理的な感染症対策の取組を「見える化」することを目指すものであり、対象施設の従業員及び宿泊客等が感染症に罹患しないことを保証するものではない。

2 対象施設

対象施設は、那須塩原市内に設置された旅館・ホテルとする。

3 定義

用語	定義
旅館・ホテル	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項の規定による旅館・ホテル営業の用に供する施設
宿泊客等	旅館・ホテルの宿泊客及び宿泊を伴わない利用客（日帰り温泉利用者等）
従業員	対象施設を運営する事業者が雇用した従業員の他、清掃業や接客業等の業務受託事業者の従業員を含む
身体的距離	家族以外の者との間の距離が少なくとも1メートル、可能な限り2メートル以上に保たれていること
衛生管理の責任者	感染症の対策取組に責任を負う者
3密	換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発生をする密接場面の3つの条件

文書	基準を達成するための感染症対策取組の内容やその手順を記述した文書（マニュアル、手順書等）
記録	感染症対策取組を実施した活動の結果を記述した証拠（チェックリスト、記録簿など）

4 感染症対策取組の主な考え方

- (1) 事業者は、対象施設の各箇所に応じて、従業員及び宿泊客等の動線や接触等を具体的に想定した上でのリスクを特定し、それぞれのリスクに応じた感染症対策取組を策定し、実施するものとする。感染症対策取組の内容については、必要に応じて文書化し、それに基づき従業員に対して教育訓練を行うものとする。文書化に当たっては、事業者ごとに作成することが推奨されるが、既存のマニュアルを利用することも可能とする。

（マニュアルの例）全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会「旅館ホテルにおける新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

- (2) 事業者は、3つのリスク要因に応じ、以下のような感染症対策取組を策定し、実施する。

ア 飛沫感染：身体的距離の確保、又はアクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等（飛沫感染を防止するために有効な大きさを確保）の設置、マスクの着用の徹底

イ 空気感染：換気頻度を定めて換気、換気の困難な空間における空気清浄機の設置及び常時稼働

ウ 接触感染：定期的な清掃・消毒・除菌（以下「清掃等」という。）

- (3) 事業者は、衛生管理の責任者を選任し、感染症対策取組を点検し、その結果に基づき従業員指導を行うとともに、必要に応じて宿泊客等に感染症対策の実施を要請するものとする。また、衛生管理の責任者は感染症対策取組の実施状況をマニュアルに従い記録するものとする。

5 消毒・除菌方法について

- (1) 事業者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の評価結果に基づき厚生労働省・経済産業省・消費者庁がとりまとめた「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）による方法によって、消毒・除菌するものとする。

（参考）手指の消毒については、水及び石鹼による洗浄を行うこと（手洗いができない場合にアルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）により消毒すること）、モノに付着したウイルスの除菌については、濃度0.05%の次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）を用いてふき取ることが望ましいとされている。

- (2) (1)以外の独自の方法による消毒・除菌方法（空間除菌を含む）については、本認証においては推奨しない。

6 換気方法について

事業者は、厚生労働省がとりまとめた「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

(https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/26429/kankihoho_1.pdf)を参照し、換気するものとする。

7 要求事項

No.	項目	認証基準	備考	必須	推奨
1	マネジメント	1. 経営者は感染症対策を確実なものにするため、以下の事項を実施すること。			
	1.1	衛生管理の責任者を選任し、衛生管理の責任者が感染症対策取組の実施状況を定期的に確認していること。	衛生管理の責任者は、申請書に記載すること。	<input type="checkbox"/>	
	1.2	1.2 リスク要因（飛沫感染、空気感染、接触感染）に応じた感染症対策取組を文書化し、その実施状況を記録していること。	記録に当たっては、様式1を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	
	1.3	1.3 感染症対策取組について従業員に対し教育訓練を行っていること。	全従業員が、施設内の感染症対策を理解できるように示し、実践できるように教育すること。	<input type="checkbox"/>	
	1.4	1.4 感染症罹患の疑いがある者又は感染症罹患者が発生した場合の対応を文書化していること。	感染症罹患の疑いがある者、感染症罹患者、宿泊客等、従業員への対応、緊急連絡先、消毒方法等について文書化すること。 文書化に当たっては、様式2を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	
	1.5	1.5 清掃等する箇所及び備品をリスト化し、それぞれの清掃等の方法及び頻度を定め、それを実施していること。必要に応じて、清掃等の実施状況を記録すること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。 記録に当たっては、様式1を参考とすること。		<input type="checkbox"/>

	1.6 政府や栃木県、那須塩原市等、行政機関からの感染症に関する要請に協力すること。		<input type="checkbox"/>	
	1.7 感染リスクを早期に把握するため、従業員に対してCOCOA（接触確認アプリ）の利用を奨励していること。			<input type="checkbox"/>
2 施設・設備等の衛生管理				
2. 衛生管理の責任者は、感染症対策を遂行するため以下の事項を確実に実施すること。				
2.1 施設内のリスク回避と管理				
2.1.1 施設内に、2.2のフロント・出入口、2.3 食堂 2.4 大浴場・脱衣所、2.5 客室、2.6 トイレ、2.7 手洗い場、2.8 エレベーター、2.9 送迎車両以外の感染リスクの高い場所を特定し、リスク要因（飛沫感染、空気感染、接触感染）に応じた対策を文書化し、その実施状況を記録していること。	リスク要因（飛沫感染、空気感染、接触感染）に応じた対策は、「4 感染症対策取組の主な考え方(2)」の対策を実施すること。 消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。 記録に当たっては、様式1を参考とすること。		<input type="checkbox"/>	
2.2 フロント・出入口				
2.2.1 対象施設の出入口に手指消毒用のアルコールを設置し、フロントでの共有物（筆記具、コイントレイ等）の定期的な消毒等を行っていること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。		<input type="checkbox"/>	
2.2.2 接客担当の従業員と宿泊客等との間にアクリル板、ビニールカーテン等を設置していること。			<input type="checkbox"/>	
2.2.3 宿泊客等同士の身体的距離を確保していること。	(例) 宿泊客等の代表者がまとめてチェックイン・チェックアウト手続きを行う、団体客ごとの分散待機を誘導する、等		<input type="checkbox"/>	
2.3 食堂				
2.3.1 宿泊客等同士の身体的距離を確保する対策を	真正面の着座配置をしないようテーブル及び椅子		<input type="checkbox"/>	

講じるか、又は、アクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等を設置していること。	の位置を工夫すること。		
2.3.2 大皿は避け、料理を個々に提供すること。			<input type="checkbox"/>
2.3.3 大皿やビュッフェ方式で料理を提供する場合は、配膳担当者をつけるか、又は、宿泊客等に使い捨てビニール手袋等の利用を要請すること。	チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	
2.3.4 食器（取り皿、コップ、箸等）の共有を避けるよう要請すること。	チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	
2.3.4 宿泊客等の飲食前後にテーブル、椅子及びその他の設備の清掃等を行っていること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
2.4 大浴場・脱衣所			
2.4.1 入浴時間を分散する、常時換気に努めるなど、3密回避対策を講じていること。	マスク不着用時の感染リスクが高いことに留意した感染対策が講じられていること。	<input type="checkbox"/>	
2.4.2 定期的な清掃等を行っていること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
2.4.3 浴場・脱衣所において宿泊客等による共有物（貸したオル、スリッパ等）の取り違えが起これないよう対策を講じること。	（例）貸したオルを中止し、客室からタオルの持参を要請する。スリッパを共用することのないよう利用者ごとに用意する。チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	
2.4.4 サウナ室内での感染対策を講じていること。	（例）利用人数の制限、共有物（マット等）の使用中止、飛沫感染防止のためにタオルで口をおさえることを要請、定期的な換気・清掃等	<input type="checkbox"/>	
2.5 客室			
2.5.1 宿泊客等の利用前後に清掃等を行っていること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	

2.5.2 各客室に空気清浄機を設置し稼働していること、又は、定期的な換気を宿泊客等に要請すること。			<input type="checkbox"/>
2.6 トイレ			
2.6.1 常時換気に努めること。			<input type="checkbox"/>
2.6.2 定期的な清掃等を行っていること。			<input type="checkbox"/>
2.6.3 トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう要請すること。	チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。		<input type="checkbox"/>
2.7 手洗い場			
2.7.1 ハンドドライヤー、共通のタオルの使用を禁止していること。			<input type="checkbox"/>
2.7.2 ハンドソープ又は消毒用アルコールを設置し、常に使用できる状態を維持していること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。		<input type="checkbox"/>
2.8 エレベーター			
2.8.1 乗員制限を行っていること。			<input type="checkbox"/>
2.9 送迎車両			
2.9.1 運転手、乗客グループごとの身体的距離を確保する対策を講じるか、又はアクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等を設置していること。			<input type="checkbox"/>
2.9.2 乗降後に手洗い又はアルコールによる手指消毒、車両の清掃等を行っていること。			<input type="checkbox"/>
3 従業員の衛生管理			
3. 衛生管理の責任者は、従業員に以下の事項を実施させること。			
3.1 マスクの着用、咳エチケット、大声を出さないこと及びマスク不着用時の会話を控えること等の徹底を図ること。			<input type="checkbox"/>

3.2 手洗い又はアルコールによる手指消毒は、勤務開始時や不特定多数が接触する場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用后、飲食物を取り扱う前に実施していること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
3.3 勤務開始前に検温及び体調確認を行い、その結果を記録すること。	記録に当たっては、様式3を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	
3.4 ユニフォームや衣服を清潔に保つこと。	こまめな洗濯、アイロンがけ、除菌スプレーの利用等すること。	<input type="checkbox"/>	
3.5 休憩室・更衣室を利用する場合は、身体的距離を確保する対策を講じるか、又は、アクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等を設置すること。		<input type="checkbox"/>	
3.6 休憩室・更衣室は、常時換気及び定期的に清掃等を行っていること。		<input type="checkbox"/>	
3.7 PCR検査を定期的実施し、陰性であることを確認すること。			<input type="checkbox"/>
4 宿泊客等への要請			
4. 宿泊客等に対し、自館の感染症対策取組への協力を要請すること。			
4.1 マスクの着用、咳エチケット、大声を出さないこと、マスク不着用時の会話を控えること及び身体的距離の確保を要請すること。	チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	
4.2 マスクを着用していない宿泊客等には、マスクを必要枚数配布し、着用するよう要請すること。		<input type="checkbox"/>	
4.3 定期的な手洗い又はアルコールによる手指消毒を要請すること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従って実施できるようチラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	

	4.4 入館時に宿泊客等の検温をしていること。		<input type="checkbox"/>	
--	-------------------------	--	--------------------------	--

リスク要因に応じた新型コロナウイルス感染症対策取組リスト（例）

※ 各事業所におかれましては、実情に合わせて追記・修正等の上、御利用ください。

- 1 対象施設の箇所及び備品等に対し、リスク要因に応じた感染症対策取組を実施するために本リストを作成する。
- 2 3つのリスク要因（飛沫感染、空気感染、接触感染）に応じた基本的な感染症対策取組は次のとおりとする。
 - (1) 飛沫感染：身体的距離の確保、又はアクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等（飛沫感染を防止するために有効な大きさを確保）の設置、マスクの着用の徹底
 - (2) 空気感染：換気頻度を定めて換気、換気の困難な空間における空気清浄機の設置及び常時稼働
 - (3) 接触感染：定期的な清掃・消毒・除菌（以下「清掃等」という。）
- 3 感染症対策取組及び清掃等の実施状況を記録する。

箇所及び備品等	リスク要因に応じた対策 【飛】：飛沫感染【空】：空気感染【接】：接触感染	対策取組の実施状況の記録						
		/	/	/	/	/	/	/
フロント・出入口								
出入口	【接】 手指消毒用アルコールを設置する。							
	【接】 宿泊客等の入館時に消毒する。							
フロント	【飛】 接客担当の従業員と宿泊客等との間にアクリル板、ビニールカーテン等を設置する。							
	【接】 宿泊客等の利用前後に清掃等を実施する。							
テーブル	【接】 宿泊客等の利用前後に清掃等を実施する。							
ペン	【接】 宿泊客等の利用前後に清掃等を実施する。							

	洗浄レバー	【接】 宿泊客等の利用前後に清掃等を実施する。							
	手洗場の蛇口	【接】 宿泊客等の利用前後に清掃等を実施する。							
トイレ・手洗い場		【接】 ハンドドライヤーを使用禁止にする。							
		【接】 ペーパータオル、ハンドソープ及び消毒用アルコール設置する。							
	ドアノブ	【接】 定期的に清掃等を実施する。							
	便座	【接】 定期的に清掃等を実施する。							
	洗浄レバー	【接】 定期的に清掃等を実施する。							
	手洗い場の蛇口	【接】 定期的に清掃等を実施する。							
休憩室・更衣室等		【接】 従業員の利用時間を限定するとともに、3密回避のため、利用時間を分散する。							
		【空】 定期的に換気する。又は、空気清浄機を設置し、稼働する。							
	テーブル	【接】 定期的に清掃等を実施する。							
	その他の設備	【接】 定期的に清掃等を実施する。							
その他共有部分									
	エレベーターの押しボタン	【接】 定期的に清掃等を実施する。							
	階段の手摺り	【接】 定期的に清掃等を実施する。							

新型コロナウイルス感染症罹患者発生時等対応マニュアル（例）

※ 各事業所におかれましては、施設の実情に合わせて追記・修正等の上、御利用ください。

1 感染が疑われる者が発生した場合

- (1) 宿泊客等から発熱や呼吸器症状を呈している旨の申し出があった場合
 - ・ 個室での待機を依頼し、本人の同意を得た上で、最寄りの医療機関に電話相談して指示に従う。最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター（TEL 0 5 7 0 - 0 5 2 - 0 9 2）に電話相談して指示に従う。
 - ・ 感染拡大予防の必要性を十分説明の上、共有設備等の利用を控え、ほかの宿泊者と接触しないよう依頼する。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼する。
 - ・ 感染が疑われる宿泊者に接触対応する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、対応後に手洗い及びうがいを確実にを行う。
 - ・ 速やかに所属長等に報告し、事業所内で情報共有する。
- (2) 従業員から、本人やその家族が発熱や呼吸器症状を呈している旨の申し出があった場合
 - ・ 自宅待機とし、かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談して指示に従う。最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター（TEL 0 5 7 0 - 0 5 2 - 0 9 2）に電話相談して指示に従う。
 - ・ 速やかに所属長等に報告し、事業所内で情報共有する。

2 感染者が発生した場合

- (1) 情報共有・報告等
 - ・ 速やかに所属長等に報告し、事業所内で情報共有する。
 - ・ 事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指示を受ける。
（県北健康福祉センター TEL 0 2 8 7 - 2 2 - 2 2 5 7）
 - ・ 関係する事業者等へ必要に応じて連絡する。
- (2) 濃厚接触者への対応
 - ・ 保健所の調査に協力する。
 - ① 従業員が濃厚接触者と判明した場合
 - ・ 自宅待機とし、事業所の所在地を所管する保健所に連絡して指示に従う。
 - ・ 感染者との最終接触から 1 4 日間は健康観察を行う。
 - ・ 発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈した場合に、保健所へ連絡させる。
 - ② 滞在中の宿泊客が濃厚接触者と判明した場合
 - ・ 個室での待機を依頼し、本人の同意を得た上で、事業所の所在地を所管する保健所に連絡して指示に従う。
 - ・ 感染拡大予防の必要性を十分説明の上、共有設備等の利用を控え、ほかの宿泊者と

接触しないよう依頼する。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼する。

- ・ 感染が疑われる宿泊者に接触対応する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、対応後に手洗い及びうがいを確実にを行う。

3 施設・設備等の消毒

- (1) 保健所から消毒方法や消毒の範囲について指示がある場合は、その指示に従って消毒する。
- (2) 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が滞在した区域のうち、手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に行う。
- (3) 消毒を行う際の留意事項
 - ・ 消毒前に部屋の換気を十分に行う。
 - ・ 消毒時は、不織布マスク、手袋、ガウン、必要に応じてゴーグルを着用する。
 - ・ 消毒対象へのスプレーボトル等での噴霧は、ウイルスが舞い上がる可能性があるため避ける。
 - ・ 清拭は同一方向に進み、後戻りしないようにする。

